

国立大学法人群馬大学執行役員会議規則

平成26.4.1 制 定

改正 平成27.4.1 令和2.4.1

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学組織規則第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学執行役員会議（以下「執行役員会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 執行役員会議は、次の各号に定めることを任務とする。

- (1) 大学の運営に関する重要事項について協議すること。
- (2) 教員の選考を行うこと。
- (3) 他の規則等の定めるところにより執行役員会議の議決が必要とされる事項について協議すること。
- (4) その他学長が必要と認める事項について協議すること。

(組 織)

第3条 執行役員会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 群馬大学副学長に関する規程第3条第2項に規定する副学長
- (4) 執行役員
- (5) 事務局長

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じて学内外の者を加えることができる。

(議 長)

第4条 執行役員会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、執行役員会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。

(議 事)

第5条 執行役員会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した第3条第1項各号に掲げる構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事の出席)

第6条 学長は、必要に応じて監事に出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議の開催)

第8条 執行役員会議は、原則として毎月1回開催することとする。ただし、第3条第1項各号に掲げる者から発議があった場合には、随時開催することができる。

(事務)

第9条 執行役員会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、執行役員会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学大学運営会議規則（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。